

給与応援 Lite 雇用保険料率・労災保険料率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしくお願いいたします。なお、このたびの改定に伴うシステムのバージョンアップはございません。

敬具

1. 改定内容について

平成 28 年 4 月より雇用保険料率が以下のとおり改定されます。

事業の種類	改定前	改定後
一般の事業	1000分の13.500 (1000分の5.000)	1000分の11.000 (1000分の4.000)
農林水産業 清酒製造業	1000分の15.500 (1000分の6.000)	1000分の13.000 (1000分の5.000)
建設業	1000分の16.500 (1000分の6.000)	1000分の14.000 (1000分の5.000)

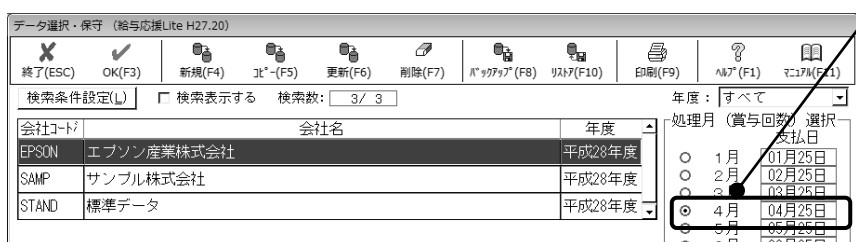
() は被保険者の方が負担する部分です。

2. 計算条件:雇用保険料率の変更方法

4 月分の給与(賞与)からは、新しい料率で雇用保険料の徴収を開始します。

4 月分の給与(賞与)処理を行う前に次の操作で雇用保険料率を変更してください。

- ①給与応援 Lite を起動し、平成 28 年度のデータを選択します。
- ②新しい保険料で徴収を開始する月を選択して<OK>をクリックします。



当月支給の場合:
給与または賞与の
支払日 4月xx日を選択

翌月支給の場合:
給与の
・支払日 4月xx日
・支払日 5月xx日
いずれかを選択
または
賞与の
支払日 4月xx日を選択

- ・当月支給の場合は、支払日 4月 XX 日のデータを選択します。
- ・翌月支給の場合は、新料率をいつから使用するか (3 月度 4月 XX 日支払分、4 月度 5月 XX 日支払分のいずれとするか) は、会社として、どちらを 4 月分として納付するかにより異なります。料率を変更する時期が不明な場合は、公共職業安定所 (ハローワーク) などにお問い合わせください。

③設定メニューの<計算条件>を選択します。

計算条件の設定画面が表示されます。雇用保険料率を変更します。

保険料率 (従業員負担分) (/1000)	健康 保 険	給与	保険料率	49.800
			(内)特定保険料率	18.350
		賞与	保険料率	49.800
			(内)特定保険料率	18.350
		介護保険料率	7.900	
	厚 年	給与	保険料率	89.140
		賞与	保険料率	89.140
		厚生年金基金保険料率	0.000	
		雇用保険料率	4.000	

健康保険料率は協会けんぽ「東京都」
の場合です。都道府県ごとの料率に読
み替えてください。

事業の種類が
一般の事業の場合は4.000、
農林水産業・清酒製造業、建設業の場
合は5.000に変更します。

◎ 注意

料率変更した後、計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態にさ
かのぼって給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしま
います。給与や賞与の処理が済んでいる月の入力画面を開くときには、給与明細
／従業員の選択画面で<確定>処理を行ってから、明細を開いてください。

3. 概算・確定保険料等申告書の資料の作成方法

当システムで、概算・確定保険料等申告書の資料を作成されるお客様は、次の操作で料率を変更して
ください。

- ①給与応援 Lite を起動し、平成 28 年度のデータを選択します。
- ②処理月を選択して<OK>をクリックします。
- ③給与メニューの<(労)保険料申告書の資料>を選択します。

<(労)保険料申告書の資料>は、処理月4月～7月を選択すると処理できます。
(計算条件の「支給日の特別処理」が「翌月日付(特別)」の場合は処理月3月～6月)

- ④(労)概算・確定保険料等申告書の資料(1/2)画面が表示されます。システムでは労災保険は「その
他の事業—その他の各種事業」、雇用保険は「一般の事業」の料率が初期値で表示されます。お客様の
事業の種類にあわせ各保険料率を上書で変更します。
- ⑤労働保険の申告書に記載されている「申告済概算保険料額」を入力します。
- ⑥「充当の意思」欄の選択を確認します。必要に応じて変更してください。
- ⑦(労)概算・確定保険料等申告書の資料(1/2)画面で<次へ>をクリックすると(労)概算・確定保
険料等申告書の資料(2/2)画面(算定基礎賃金集計表)が表示されます。
(労)概算・確定保険料等申告書の資料(1/2)画面の「保険料等算定基礎額」には(労)概算・確定保
険料等申告書の資料(2/2)画面の集計値が表示されます。
(1/2)画面で合計値を上書で修正することも可能ですが、(2/2)画面で月ごと集計値を変更す
ることも可能です。
- ⑧すべての入力終了したら<確定>をクリックします。背景色が黄色になり、入力値が確定します。
(修正が必要な場合は<確定解除>をクリックしてください)
<OK>をクリックして(労)概算・確定保険料等申告書の資料画面を閉じます。

8 入力終了したら<確定>→<OK>

7 算定基礎賃金集計表の形式で確認できます。

（労）概算・確定保険料等申告書の資料（1/2）

キャンセル(E5C) OK(F3) 確定(F4) 次へ(F8) 印刷(F9) Excel(F12) ヘルプ(F1)

☑ 上書(F11)

区分	算定期間		平成27年04月01日	から	平成28年03月31日	まで
	保険料等算定基礎額	保険料・拠出金率	確定保険料等額			
労働保険料(労災+雇用)	43,263	千円	16,500	/1000	713,839 円	
労災保険分	0	千円	3,000	/1000	0 円	
雇用保険分	0	千円	13,500	/1000	0 円	
高年齢労働者	0	千円	13,500	/1000	0 円	
保険料算定対象者	0	千円	0.020	/1000	865 円	
一般拠出金	43,263	千円				

区分	算定期間		平成28年04月01日	から	平成29年03月31日	まで
	概算保険料算定基礎額	保険料率	概算保険料等額			
労働保険料(労災+雇用)	43,263	千円	14,000	/1000	605,682 円	
労災保険分	0	千円	3,000	/1000	0 円	
雇用保険分	0	千円	11,000	/1000	0 円	
高年齢労働者	0	千円			0 円	
保険料算定対象者	0	千円			0 円	

申告済概算保険料額 751,369 円

差引額	(イ) 充当額	(ロ) 還付額	(ハ) 不足額
37,530	円	0	円

☐ 延納の申請 納付回数 1

期別納付額	(イ) 概算保険料額		(ロ) 労働保険料充当額		(ハ) 不足額		(ニ) 今期労働保険料
	円	円	円	円	円	円	円
全期又は第1期(初期)	0	円	865	円	568,017	円	568,017
第2期	0	円	0	円	0	円	0
第3期	0	円	0	円	0	円	0

項目を選択して、上書(F11)をチェックすると上書入力ができます。

画面の例は、
労災保険を
「その他の事業—その他の各種事業」
雇用保険を「一般の事業」
で設定したものです。

4 お客様の事業の種類にあわせて
確定保険料率は改定前の料率を
概算保険料率は改定後の料率を
設定してください。

3: 双方に充当

6 充当意思を選択します。

5 申告済概算保険料額を入力します。

変更内容は以下のとおりです。

区分		保険料・拠出金率
確定保険料算定内訳	労働保険料(労災+雇用)	お客様の事業の種類の変更前の雇用保険料率と労災保険料率を合算した率を上書で入力します。
	労災保険分	お客様の事業の種類の変更前の労災保険料率を上書で入力します。
	雇用保険分	お客様の事業の種類の変更前の雇用保険料率を上書で入力します。
	高年齢労働者/保険料算定対象者	・一般の事業: 13.500/1000 ・農林水産業・清酒製造業: 15.500/1000 ・建設業: 16.500/1000
一般拠出金		事業によらず、0.020/1000です。
概算保険料算定内訳	労働保険料(労災+雇用)	お客様の事業の種類の変更後の雇用保険料率と労災保険料率を合算した率を上書で入力します。
	労災保険分	お客様の事業の種類の変更後の労災保険料率を上書で入力します。
	雇用保険分	お客様の事業の種類の変更後の雇用保険料率を上書で入力します。
	保険料算定対象者	・一般の事業: 11.000/1000 ・農林水産業・清酒製造業: 13.000/1000 ・建設業: 14.000/1000

参考: 保険料等算定基礎額上書時の注意点

- ・ 高年齢労働者が0の場合、雇用保険法適用者を上書で修正しても保険料算定対象者は自動計算されません。
雇用保険法適用者を上書修正した場合は、保険料算定対象者もあわせて上書修正してください。
- ・ 高年齢労働者が0以外の場合、確定保険料の保険料算定対象者を上書で修正しても概算保険料の保険料算定対象者へ反映されません。

以上、よろしくお願いたします。